

## 教育予算の拡充等に関する意見書

義務教育費国庫負担制度は、義務教育無償の原則にのっとり教育の機会均等と教育水準の維持向上を図ることを目的とし、我が国の義務教育の円滑な推進を支えてきた根幹的制度である。

しかしながら、国においては、義務教育費国庫負担制度について、平成18年4月から国庫負担の割合を3分の1に引き下げる改正が行われたところである。

平成29年度には県費負担教職員給与負担事務が指定都市へ移譲されるとともに、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部改正があったところである。本市においては、令和元年度から教職員定数の一部を市単独予算で拡充しているが、新学習指導要領への対応や、働き方改革のための指導・運営体制の構築、いじめや不登校等の学校教育上の課題等に適切に対応するためには、教職員定数のさらなる改善が不可欠であるとともに、国による適切な地方財政措置が必須となる。

教育が未来への先行投資であることを考えると、教職員の人材確保や学校施設の整備など教育環境を等しく整えていくためには、教育予算を充実していくことが極めて重要である。

よって、政府におかれては、新型コロナウイルス感染症対策に全力で取り組んでいる中であっても、学校における働き方改革や複雑化・困難化する教育課題への対応を可能とする大幅な定数改善を実施すること、義務教育費国庫負担制度の精神を尊重し、教育の充実に向けて国の予算を拡充していくことを強く要望する。

ここに横浜市会は、全会一致をもって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年7月7日

内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣

宛て

横浜市会議長  
横山 正 人